

～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

商務部等、インバウンド消費の拡大に向けた免税政策を公表

商務部は2025年4月26日、財政部、税関総署などと連名で『インバウンド消費の拡大、出国時の税還付政策の更なる最適化に関する通知』を公表しました。この通達は、インバウンド消費の拡大を目指し、免税店と免税商品（税還付可能商品）の拡大、税還付サービスの最適化に関する8つの措置を盛り込んでいます。

■ 直近の重要政策

マクロ政策

- ✓ 『市場参入ネガティブリスト(2025年版)』の公表に関する通知
(国家発展改革委員会など、4/24)

金融政策

- ✓ 『上海国際金融センターの越境金融サービスの利便性向上に向けた行動方案』の公表に関する通知
(中国人民銀行など、4/21)

地方政策

- ✓ 『多国籍企業の地域本部の高度化を支援する上海市の措置』の公表に関する上海市政府弁公庁の通知
(上海市政府、2/27)



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

商務部等、インバウンド消費の拡大に向けた免税政策を公表

商務部は 2025 年 4 月 26 日、財政部、税関総署などと連名で『インバウンド消費の拡大、出国時の税還付政策の更なる最適化に関する通知』¹(以下、通達)を公表しました。この通達は、インバウンド消費の拡大を目指し、免税店と免税商品(税還付可能商品)の拡大、税還付サービスの最適化に関する 8 つの措置を盛り込んでいます。通達は同日より実施するとしています。

通達の主な内容については、以下図表 1 をご参照ください。

【図表 1】 主な内容

項目	主な内容
①免税店の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 免税店を増設する。 各地は大型ショッピングエリア、歩行者天国、観光地、リゾート地、文化施設、空港、客船ターミナル、ホテルなどに免税店を増設することを奨励する。海外ブランド品、国産のトレンド品、特産品取扱店、老舗店、グッズ・記念品・ギフトの専門店などが免税店となることを支援する(第1条)。 ➢ 免税店の届出条件を緩和する。 免税店の届出条件について、現行の納税信用等级付け A ランクと B ランクに加え、M ランクを追加し、新規出店店舗がその他の関連規定に適合すれば免税店となることを認める。免税店の届出手続きを最適化し、条件に適合する店が主管税務機関に届出後、免税店となることが可能である。主管税務機関は届出資料が揃ってから 5 営業日以内に届出を完了しなければならない。(第2条)。
②免税商品の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 出国時の税還付を認める最低金額を引き下げる。 海外観光客が 1 日に 1 つの店で購入した税還付可能商品の金額が 200 元に達し、かつその他の関連規定に適合する場合、出国時の税還付手続きを申請することが可能である(第3条)。 ➢ 税還付可能商品の供給を拡大する。 各地は免税店が海外観光客のニーズに応じて、老舗ブランド品、中国名物、スマート製品、工芸品、オリジナルグッズ、特産品、スポーツ用品などの供給を増やすよう指導する(第4条)。
③出国時の税還付サービスの最適化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 出国時の税還付手続きを最適化する。 税還付管理システムの整備を加速し、領収書情報の自動記入を実現する。より多くの免税店、税還付代行業者が「購入後の即還付」サービスを提供することを奨励する。条件を満たした地域は、商店街や観光地など海外観光客が比較的集中するエリアにおいて、「購入後の即還付」サービススポットを設けることを奨励する。(第5条)。 ➢ 税還付代行業者のサービスを最適化する。 各地が当地の税還付業務の発展状況を踏まえ、税還付代行業者のサービス料率を合理的に決めることを奨励する。税還付代行業者が免税店との連携を強化することを奨励する(第6条)。 ➢ 出国時の税還付に係る決済サービスを最適化する。 現金の税還付上限を 2 万元に引き上げる。税還付代行業者と決済機関、清算機関等との協力強化を推進し、リスクをコントロールできることを前提に、モバイル決済、銀行カード、現金など多様な方式で税還付サービスを提供する(第7条)。 ➢ 出国時の税還付に係る情報サービスを最適化する。 全国の出国時税還付総合情報サービスプラットフォームを構築し、部門間のデータ共有メカニズムを確立し、海外観光客に対し免税店の検索、税還付業務関連問い合わせなど「ワンストップ」の情報サービスを提供する。入国航空便や空港、主流メディア、SNS サイト、旅行会社、EC プラットフォームなどを通じて政策広報を強化する(第8条)。

(通達に基づき、中国アドバイザー一部作成)

¹ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

http://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_a1609daf127b47c1aec0da459b76b331.html

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

マクロ政策

『市場参入ネガティブリスト（2025年版）』の公表に関する通知

（原文：关于印发《市场准入负面清单（2025年版）》的通知）

发改体改規〔2025〕466号

国家發展改革委員会など2025年4月24日公表

【主要内容】

- 国家發展改革委員会は商務部、国家市場監督管理總局と連名で、『市場参入ネガティブリスト（2025年版）』（以下、25年版リスト）を公表した。25年版リストでは、中国内外の全ての投資家を対象とし、それらの中国国内における投資・経営活動について分野ごとに参入禁止・許可類措置を列記している。
- 25年版リストは、22年3月公布の市場参入ネガティブリスト（以下、22年版リスト）の改定版であり、18年以来4回目の改定となった。
- リストは管理事項及びその具体的な管理措置を掲載している。管理事項については参入禁止類6項目、参入許可類100項目の計106項目が列記されており、22年版リストと比べ参入許可類が11項目減少となった。
- 参入許可類の中では具体的な制限措置を一定数減らし、参入障壁を下げた一方、無人運轉航空機の運営や電子たばこなど新型たばこの生産販売を項目に追加したこともある。
- 参入禁止類は概ね22年版リストと同様である。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/ghxwj/202504/t20250424_1397358.html

金融政策

『上海國際金融センターの越境金融サービスの利便性向上に向けた行動方案』の公表に関する通知

（原文：关于印发《上海国际金融中心进一步提升跨境金融服务便利化行动方案》的通知）

中国人民銀行など2025年4月21日公表

【主要内容】

- 中国人民銀行は国家金融監督管理總局（NFRA）、国家外貨管理局（SAFE）、上海市政府と連名で、上海市内の銀行が行うクロスボーダー決済業務の利便性向上に向けた行動案を公表した。行動案は海外進出企業と「一帯一路」戦略に対する金融支援の強化、國際金融センターとして上海の影響力向上を図るもの。
- 行動案は越境決済効率の向上や為替ヘッジサービスの最適化、融資サービスの強化、保険保障の強化、国内外金融資源のアクセス拡大という5分野から18の措置を打ち出した。
- 越境決済の効率向上においては、企業の為替業務リスク水準に応じた、差別化された金融サービスを提供する。上海の銀行に対し、外貨業務におけるルール違反が疑われる行為に関する自己説明・評価制度を試行導入することを支援する。プーリング業務については、銀行が越境決済の自動化処理を段階的に実現することを奨励する。
- 融資サービスの強化では、上海自由貿易試験区において海外進出企業のアウトバウンドM&Aに対し融資サービスを提供することを模索する。融資金額は売買金額の8割を上限とし、融資期間は10年間を超えないとする。
- 保険保障の強化では、国産の商用航空機、新エネルギー車（NEV）、大型プラント設備などを手掛ける重点輸出企業に対する保険支援に力を入れる。
- この他、CIPS（人民元越境決済システム）グローバルネットワークの整備、人民元のクロスボーダー利用の促進、ファイナンスリース会社の越境融資サービスの利便化などにも言及。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/5677691/index.html>

地方政策

『**多国籍企業の地域本部の高度化を支援する上海市の措置**』の公表に関する**上海市政府弁公庁の通知**
(原文: 上海市人民政府办公厅关于印发《上海市支持跨国公司地区总部提升能级的若干措施》的通知)
滬府弁規 [2025] 1号
上海市政府2025年2月27日公表

【主要内容】

- 上海市政府は、多国籍企業の地域本部の高度化を支援する措置を盛り込んだ通達を公表した。
- 中国地域本部がアジア太平洋地域本部に昇格し、2つ以上の機能を備える場合、300万元の奨励金を一括に支給する。グローバル事業本部に認定される場合、1,000万元の奨励金を一括に支給する。本部企業が研究開発・イノベーション、ファイナンス事業の機能を追加する場合、認定を経て300万元の奨励金を一括に支給する。開放的なイノベーションプラットフォームに認定される場合、300万元の奨励金を一括に支給する。本部企業が上海市においてグローバル経営者会議、国際的な研修会など高水準のビジネスイベントを実施することに対し、奨励金を支給する。
- 研究開発機能を備える本部企業によるハイテク企業、高度技術サービス企業の認定申請を支援し、15%の企業所得税（法人税）率などの優遇税制を適用する。本部企業によるベンチャーファンドの組成を奨励する。
- この他、本部企業によるファイナンス本部の設立やオフショア貿易の展開、税関のAEO（認定事業者）の認定、中国本土での再投資の支援、人員の出入国の利便化などにも言及。
- この通達は25年3月1日から30年2月28日まで実施する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20250227/e6ee1dc5e05540c39fd79278ffd27230.html>

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

中国アドバイザー一部 担当者：張

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2025 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。